

よくあるご質問について

Q 1 制度の目的について教えてください。

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の認定制度（みどり認定制度）を活用し、環境にやさしい農業に取り組む農業者に、肥料等の必要な経費や慣行農業からの移行期の収量低下への支援を手厚くすることで、有機農業等への転換と温室効果ガスの削減を目指すとともに、多様な担い手の確保を目的に実施するものです。

Q 2 みどり認定の手続きはどうすれば良いですか？

みどり認定は、京都府での認定となり、「山城南農業改良普及センター」で手続きをしていただくことになります。

山城南農業改良普及センターで手続きのご相談をされる前に、市HPで簡単なセルフチェックシートをご用意していますので、まずは、ご自身の栽培方法がみどり認定の対象になる可能性があるか事前のご確認をお願いします。

Q 3 有機栽培で農業を始めようと思っています。いきなり有機農業でのスタートですが、本制度は使えますか？

「みどり認定」の認定を受けていただければ、有機農業も本制度の対象となります。国の有機転換推進事業や環境保全型農業直接支払交付金等を申請される場合は、重複受給になる可能性もありますので、事前にご相談ください。

Q 4 市外に住んでいますが、経営農地は木津川市内にあります。本制度の対象になりますか？

市内に住所を有し、更に主な経営基盤も市内にある方が本制度の対象となります。交付申請時に市内居住であれば申請いただけますが、市外に居住されている状況では申請はできません。

Q 5 他府県で既に「みどり認定」を受けていますが、制度の対象になりますか？

京都府環境負荷低減事業活動実施計画の1号活動認定を要件としていることから、他府県で認定を受けた「みどり認定」は本制度の対象となりません。改めて京都府の「みどり認定」の手続をしていただく必要があります。

Q 6 本制度の施行前に「みどり認定」を受けていますが。制度の対象になりますか？

「みどり認定」の認定を受けた日から5年が経過する日の属する年度の年度末までの間で、3か年分の活動を本制度の対象としています。

Q 7 収穫の時期が年度をまたがる場合は、どちらの年度で申請すれば良いですか？

栽培計画上での収穫できる最も早い日を基準としてください。

Q 8 数量払いと面積払いとありますが、どちらか好きなものを選んで良いのですか？

水稻の場合における数量払いについては、団体等で構成員全てが特定の出荷先に全量出荷する場合を想定しています。

従って個人で申請いただく場合は、原則面積払いでの申請となります。

Q 9 計画どおりに栽培できませんでした。補助金の返還はありますか？

栽培に向けた準備を進めている場合で、既に一定の費用が発生していれば、様式第7号「自然災害等の理由により取組みが困難になったことの理由書」に必要書類を添えて提出いただくことで、補助金の減額等は発生しません。

ただし、自然災害、鳥獣被害並びに病害虫被害については、被害状況が確認できる写真の添付が必要となりますので、ご注意ください。

自然災害等の理由に因らない場合は、補助金の減額等が発生する可能性がありますので、あらかじめご相談ください。

Q 10 実績報告書を提出する際の写真や領収書の必要な枚数を教えてください。

作付け品目ごとにそれぞれ1枚提出してください。写真については、収穫段階で撮影されたものとなります。

なお、数量払いの場合は、写真は不要となりますので、ご注意ください。